

長門市水道事業経営戦略

長門上水道事業
依山簡易水道事業



(計画期間 令和7年度 ~ 令和16年度)

令和3年3月策定

令和7年3月見直し

長門市上下水道局

目次

第1章 経営戦略について	1
1-1 経営戦略策定の目的	1
1-2 経営戦略見直しの趣旨	1
1-3 計画期間	1
第2章 水道事業の概要	2
2-1 事業の現状	2
2-2 給水収益(水道料金)	4
2-3 企業債の残高	6
2-4 繰入金の状況	7
2-5 組織体制	7
2-6 民間活力の活用状況	8
2-7 経営比較分析表等を活用した現状分析	8
第3章 将来の事業環境	12
3-1 給水人口の予測	12
3-2 有収水量の予測	13
3-3 給水収益(水道料金)の見通し	14
3-4 施設の見通し	15
3-5 組織体制の見通し	15
第4章 経営の基本方針	16
4-1 経営の基本方針	16
4-2 経営目標	17
第5章 投資・財政計画(収支計画)	19
5-1 投資・財政計画(収支計画)	19
5-2 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	21
第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要	23
6-1 今後の投資についての考え方・検討状況	23
6-2 今後の財源についての考え方・検討状況	23
6-3 投資以外の経費についての考え方・検討状況	24
第7章 経営戦略の事後検証、経営目標の達成に向けたロードマップ	26
7-1 経営戦略の進捗管理	26
7-2 これまでの主な経営健全化の取組	26
7-3 経営目標達成に向けたロードマップ	27
7-4 経営目標達成に向けた取組	27
投資・財政計画(収支計画)	28

第1章 経営戦略について

1-1 経営戦略策定の目的

本市では、水道事業として、長門上水道事業、依山簡易水道事業を実施し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しています。

近年、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により経営環境は厳しさを増しており、経営健全化の取組が公営企業として求められています。

このような中、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、国から中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定するよう要請を受けて、令和2年度に中長期的な視野に基づき、現状や課題を整理したうえで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための『長門市水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という。）を策定しております。

1-2 経営戦略見直しの趣旨

経営戦略が策定され5年が経過したことで、経営改善に向けた取組が進む一方で、新たな課題や問題点も浮き彫りになるなど、取り巻く環境などに変化が生じていることから、経営戦略の見直しを行いました。

今回、経営戦略策定後の各種整備計画等の見直しを反映させるとともに、発生主義を原則とする企業会計方式による投資・財政計画を策定しております。

1-3 計画期間

経営戦略策定時

令和2年度～令和11年度までの10年間

見直しにより期間変更

令和7年度～令和16年度までの10年間

第2章 水道事業の概要

2-1 事業の現状

水道事業は、感染症の予防や健康増進に寄与し、快適な市民生活を送るうえで欠くことのできない重要な役割を担っております。

公営企業として運営している水道事業ですが、平成29年度から長門と油谷の上水道事業と三隅と日置の簡易水道事業を、長門上水道事業に統合し、俵山簡易水道事業と合わせて一体的に運営しています。

本市では、22の水源を有し、水道全体の行政区内人口に対する普及率は92.9%、給水区域内人口に対する普及率は97.0%となっています。

本市の水道事業の概要

	長門上水道事業	俵山簡易水道事業
供用開始年月日	昭和29年1月10日 (開始後70年)	昭和38年3月31日 (開始後61年)
水源	表流水、ダム、伏流水、 地下水、その他	表流水
浄水施設設置数	15	1
配水池設置数	40	1
計画最大給水量	13,374 (m ³ /日)	450 (m ³ /日)
年間給水量	4,666,943 (m ³)	18,215 (m ³)
計画給水人口	31,460 (人)	505 (人)
現在給水人口	28,269 (人)	271 (人)
計画給水面積	118.30 (km ²)	0.20 (km ²)
現在給水区域面積	115.36 (km ²)	0.20 (km ²)
有収水量密度	0.29 (千m ³ /ha)	2.2 (千m ³ /ha)
水道管布設延長	485 (km)	5 (km)
施設能力	17,607 (m ³ /日)	495 (m ³ /日)
施設利用率	72.6 (%)	31.1 (%)

《令和5年度末 出典：水道統計調査、地方公営企業決算状況調査》

本市の浄水施設と水源

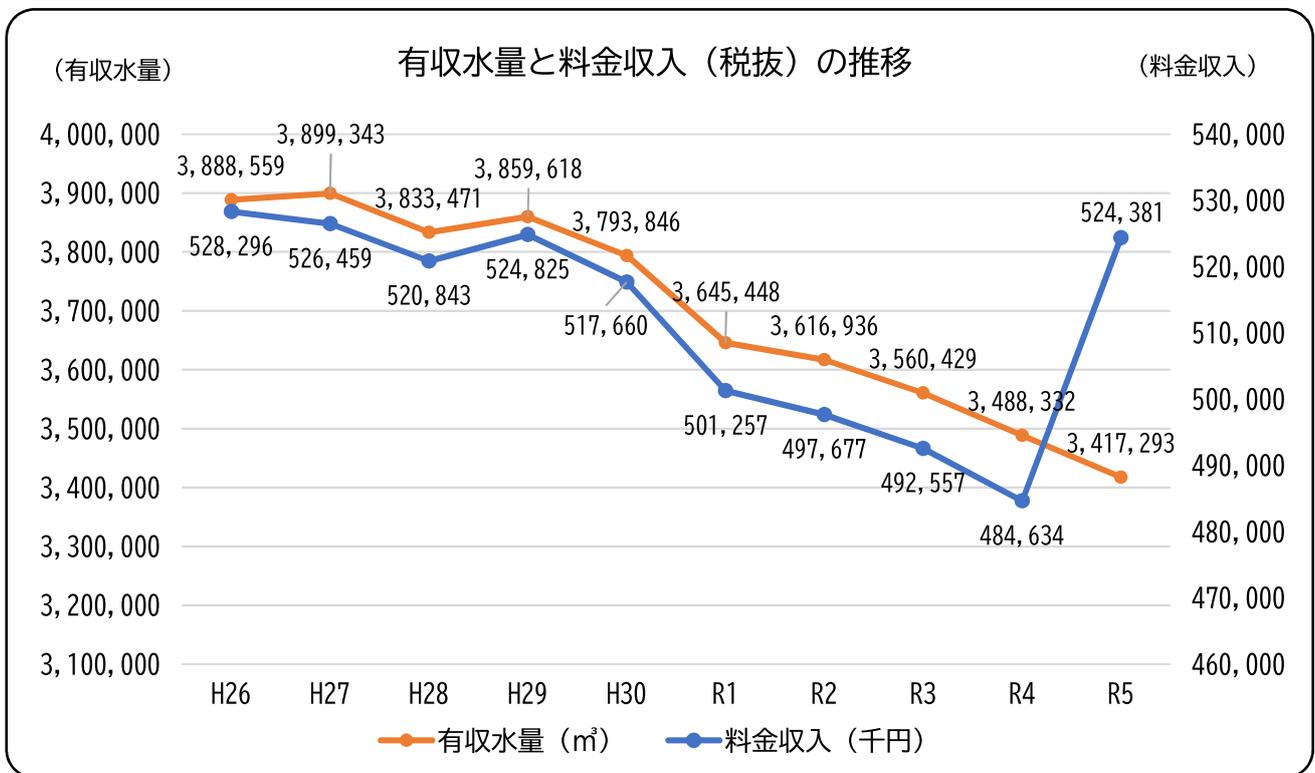
事業名	浄水施設	水源
長門上水道事業	下郷浄水場	長門第1水源、長門第2水源
	下川西浄水場	長門第2水源
	湯本浄水場	湯本水源
	田上浄水場	大坊水源、田上水源
	阿惣浄水場	阿惣水源
	川尻第1水源	川尻第1水源
	大島水源	大島水源
	大関水源	大関水源
	三隅上第1水源	三隅上第1水源、三隅上第2水源
	三隅中水源	三隅中水源
	三隅下浄水場	三隅下第1水源、三隅下第2水源
	真口ポンプ所	真口水源
	古市水源	古市水源
	日置浄水センター	門前水源
新長行浄水場	長行第1水源、長行第2水源、長行第3水源	
俵山簡易水道事業	俵山浄水場	俵山第1水源、俵山第2水源

2-2 給水収益（水道料金）

長門市合併時の調整方針において、市民生活に密着したライフラインである水道については、地域で異なっていた料金を統一することとされ、平成20年に料金統一を行い、賦課徴収についても1か月検針を廃止し、2か月検針に統一しました。

令和4年には、10月から平均改定率10%の料金改定を実施のうえ基本料金に含まれていた基本水量を廃止し、現在の料金は、13mmから150mmまでの口径別料金と、船舶用の用途別料金を併せ持った体系となっています。口径別料金については、基本料金と一律単価の従量料金からなりますが、船舶用の用途別料金については、基本料金を設けずに一律単価の従量料金のみとなっています。

過去10年間の水道料金の推移をみると料金改定により平成26年度が水道料金収入のピークとなり有収水量の減少に伴い、料金収入も減少しています。

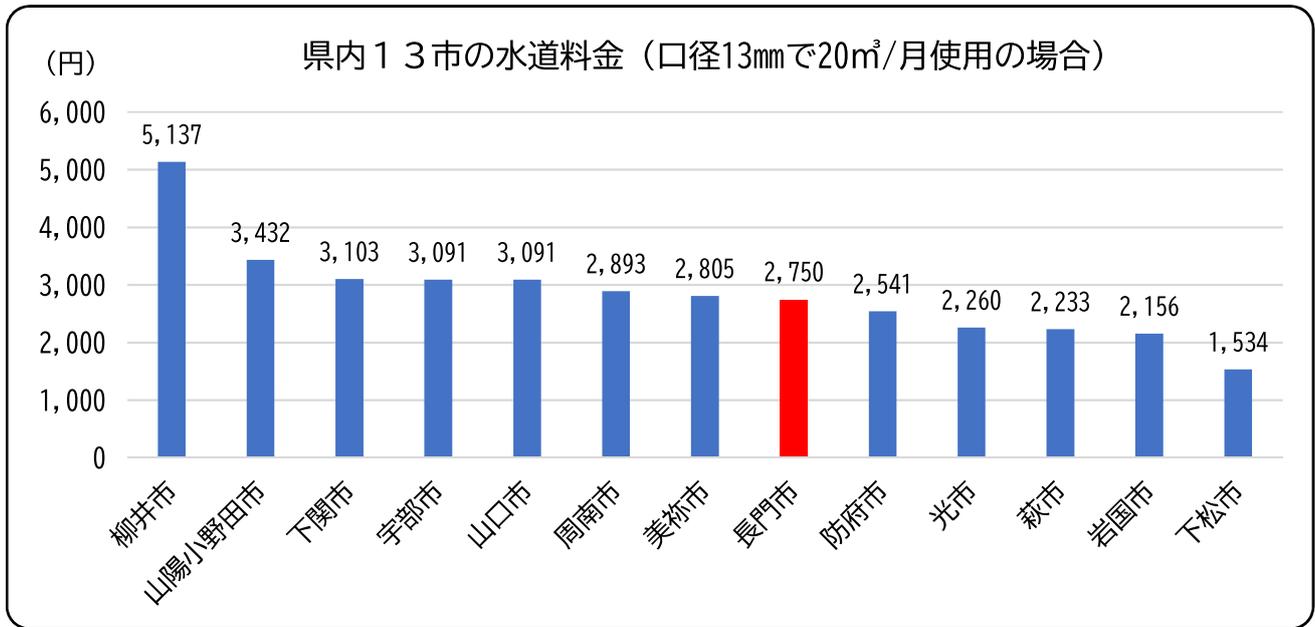


※令和4年度は料金改定の値上分を減免しており、料金改定の増収は令和5年度から現れています。

《出典：地方公営企業決算状況調査》

本市の水道料金は、口径13mmで1ヶ月に20m³使用した場合は、2,750円（税込）となっており県内13市で比較した場合は、低い方から6番目となっています。なお、使用水量によってこの順位は変動します。

使用料体系については、公衆衛生上の観点から水道使用を促す目的があったため、一定の使用水量までは基本料金のみで従量料金が発生しない料金体系としていましたが、令和4年の料金改定により、1m³の使用から従量料金が発生する料金体系へと変更しています。



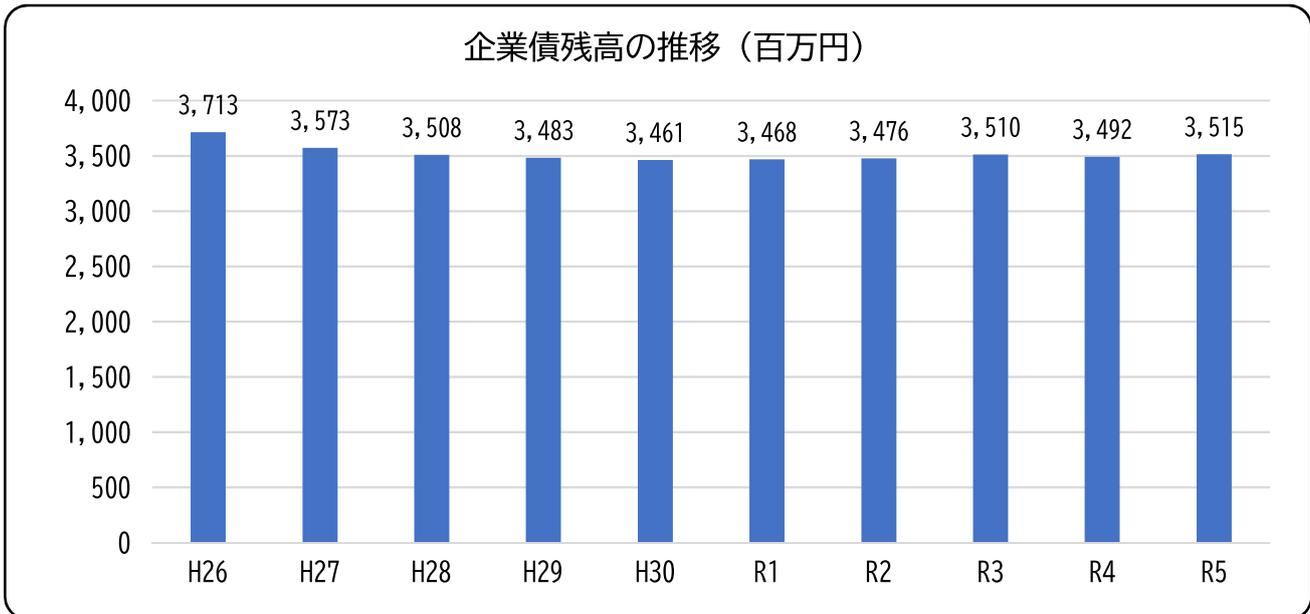
（R7.4.1時点）

水道料金体系（税抜）

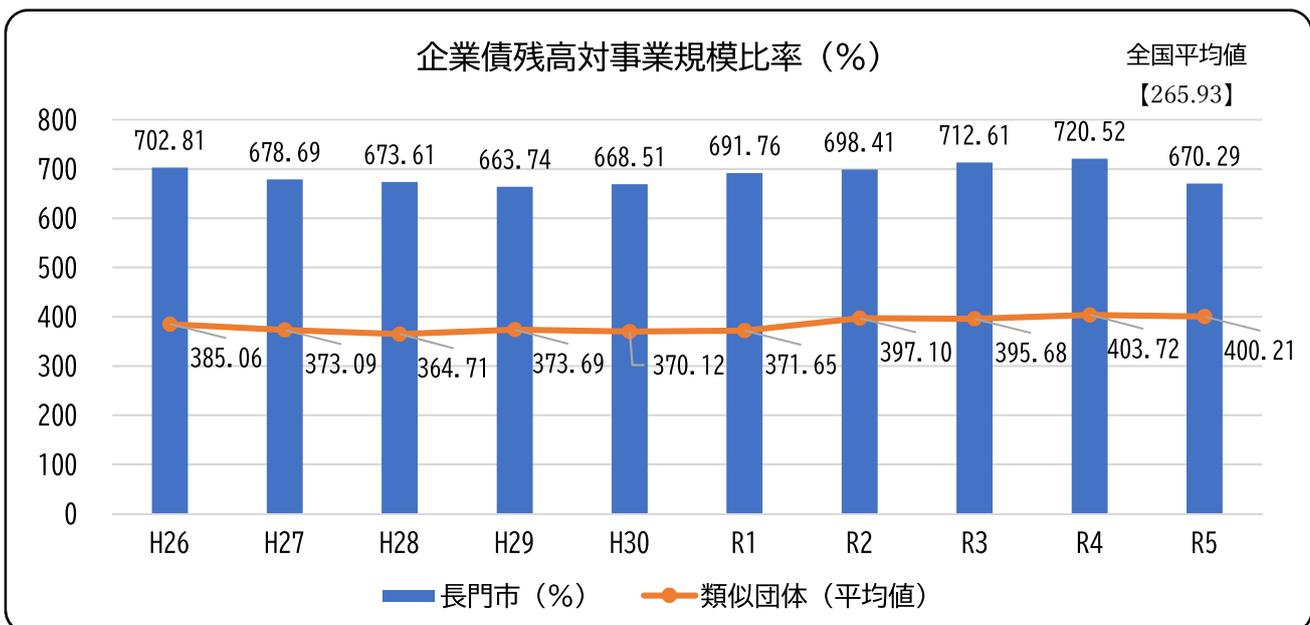
区分 (口径・用途)	基本料金 (1ヶ月あたり)	従量料金 (1m ³ あたり)	
		0m ³ を超え 10m ³ まで	10m ³ を 超えるもの
口径 13 mm	1,000 円	10 円	140 円
口径 20 mm	1,500 円		
口径 25 mm	2,250 円		
口径 30 mm	4,600 円		
口径 40 mm	5,400 円		
口径 50 mm	7,100 円	140 円	
口径 75 mm	16,500 円		
口径 100 mm	26,700 円		
口径 150 mm	80,000 円		
船舶用	-	204 円	

2-3 企業債の残高

本市水道事業の企業債の残高については、厳しい経営状況を反映して建設改良費の財源確保のために資金の借入を抑制することが難しく、企業債残高は高止まりしている状況です。他団体のとの比較を行うことで経営状況を把握する経営比較分析表にある「企業債残高対事業規模比率」では、令和5年度の類似団体比較で本市は1.7倍、全国平均比較で2.5倍となっており、給水収益に対する企業債残高の比率が非常に高くなっています。多額の企業債残高を有していることで、将来的に償還時の財源確保が経営に悪影響を及ぼす恐れがあります。



《出典：地方公営企業決算状況調査》



《出典：地方公営企業決算状況調査》

※企業債残高対事業規模比率は、企業債現在高を給水収益（水道料金収入）で除したものです。

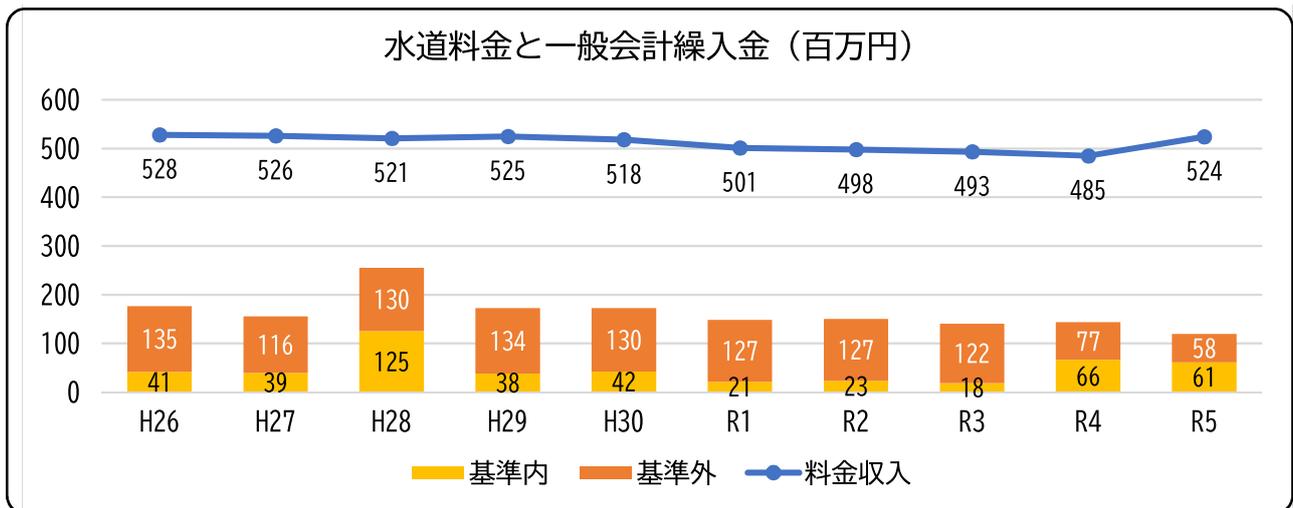
2-4 繰入金の現状

水道事業は、その運営や維持管理、設備や施設の更新等に多額の費用がかかります。特に、本市のような人口密度の低い地域では、水道管の長さに対して給水人口が少なく、給水効率が悪いため、一般会計からの繰入金による補助により経営が成り立っています。

なお、この一般会計からの繰入金は、水道料金といった水道事業で発生した収入を充てることが適当でない経費について、一般会計からの繰入による収入を充てると総務省が基準を示している基準内繰入金と、事業に伴う収入や基準内繰入金を充ててもなお不足が生じる場合に、財源を補てんするために基準を超えて繰入れる基準外繰入金に分けられます。

本市においては、水道事業で得る収入と総務省で基準が定められている基準内繰入金のみでは経営が成り立たないため、一般会計から基準を超えた基準外繰入金が投入されています。

本来、水道料金で賄うべき経費に基準外の繰入金を充てるとは、受益と負担の公平性の観点から望ましくありません。公営企業として健全で公平な運営を行うためには、基準外繰入金の抑制に取り組んでいく必要があります。



2-5 組織体制

平成17年3月の合併後、水道課（分室含む）21名体制で水道事業を運営していましたが、その後、旧町の分室を廃止し組織の統合を行いました。

平成29年度からは、2つの上水道事業と依山簡易水道事業を除く4つの簡易水道事業を1つの上水道事業に統合して、事業の経営効率化を図っています。

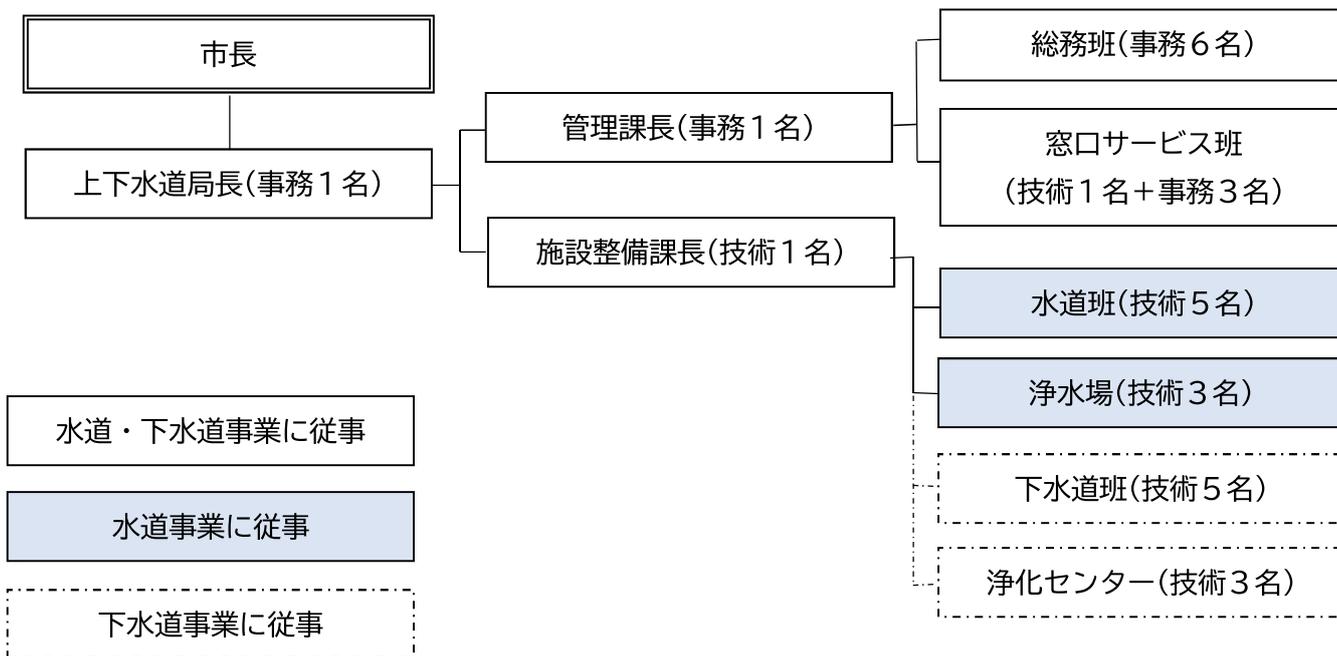
平成30年度からは下水道事業において地方公営企業法を全部適用したことから、水道事業と下水道事業を一体的に運営する組織として上下水道局を設置し、水道事業と下水道事業を効率的に運営しています。

なお、本市の水道事業では管理者を置いていないため、管理者の権限は市長が行っています。

令和7年3月1日現在で市長を除く職員は、水道事業17名となっており、本庁に14名、主要浄水施設である下郷浄水場に3名配置のうえ事業を運営しています。その他の浄水施設については、施設管理業務を委託しており、施設の監視システムなども活用しながら、上下水道局一体となった効率的な組織体制の構築に努めています。

職員給与費の予算措置としては、業務量に応じて、下記のとおり会計の経理上の振り分けを行い、水道事業全体の職員数は合併後の初年度である平成17年度の21人から令和6年度は17人に減少しています。

【組織図 令和7年3月1日現在】



2-6 民間活力の活用状況

各浄水施設やポンプ設備の維持・保全管理、水質検査、検針業務などは、地区ごとに民間に委託しており、職員数の削減を図りながら効率的な運営に努めています。

なお、安全・安心な水道水を供給できるように、市職員による直営での運営を重視し、包括的民間委託やコンセッション（公共施設等運営権）方式導入の予定は、現時点ではありません。

2-7 経営比較分析表等を活用した現状分析

本市の水道事業の経営の健全性及び効率性について、類似団体との比較と現状分析は次のとおりです。

ア 経常収支比率

指標の意味	水道料金や一般会計からの繰入金等の収益(経常収益)で維持管理費や支払利息等の費用(経常費用)をどの程度賄えているのかを表す指標です。100%以上であると単年度の収支が黒字であることを示します。				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
長門市	106.84%	101.16%	101.21%	105.98%	114.27%
類似団体	109.01%	108.83%	108.84%	105.92%	106.01%
全国平均	112.01%	110.27%	111.39%	108.70%	108.24%
現状分析	令和5年度の経常収支比率は、料金改定による営業収益の増により全国平均を超えています。しかしながら、一般会計からの繰入金にも依存している状況であるため、引き続き、収入の確保に努める一方で、業務の効率化や漏水対策など固定費の削減を進める必要があります。				

イ 流動比率

指標の意味	1年以内に支払わなければならない債務に対する現預金などの流動資産の割合を示す支払い能力を表す指標で、100%以上であることが求められています。				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
長門市	188.60%	177.93%	168.73%	154.01%	166.56%
類似団体	365.18%	327.77%	378.56%	364.46%	338.89%
全国平均	264.97%	260.31%	261.51%	252.29%	243.36%
現状分析	流動比率は、100%を上回っていることから、すぐに資金が不足する状況ではありません。しかしながら、類似団体や全国平均を大きく下回っているため、下落傾向が続くようであれば長期的には資金が不足する事態が危惧されるため、改善に努めて経営基盤を強化していく必要があります。				

ウ 料金回収率

指標の意味	水道料金でどの程度、給水に係る費用が賄われているかを表す指標です。100%を下回っている場合、給水に係る費用が料金以外の収入により賄われていることを意味しているため、料金の改定や費用を削減する必要があります。				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
長門市	82.19%	77.99%	78.45%	82.04%	92.71%
類似団体	98.77%	95.79%	97.59%	92.17%	92.83%
全国平均	264.97%	100.05%	102.35%	97.47%	97.82%
現状分析	経費回収率は、100%を下回っているため、給水原価を抑制しながら、今後も適正な料金水準の設定を検討し、回収率の向上に努める必要があります。				

エ 給水原価

指標の意味	有収水量 1 m ³ 当たりの給水に要した費用を表しています。値が高いほど、給水の費用が割高であることを表しています。				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
長門市	167.29 円	176.42 円	176.34 円	169.33 円	165.51 円
類似団体	173.67 円	171.13 円	181.71 円	188.51 円	189.43 円
全国平均	168.38 円	166.40 円	167.74 円	174.75 円	177.56 円
現状分析	直近の給水原価は、類似団体と全国平均を下回っており、少ない経費で効率的に水道を供給していることから、引き続き給水原価の抑制に努めていく必要があります。				

オ 施設利用率

指標の意味	水道施設における 1 日配水能力に対する 1 日平均配水量の割合で、施設の利用状況や適性規模を判断する指標です。				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
長門市	71.36%	70.62%	72.05%	70.98%	71.29%
類似団体	59.67%	60.12%	55.72%	55.31%	55.14%
全国平均	60.00%	60.69%	60.29%	59.97%	59.81%
現状分析	類似団体や全国平均と比べて比率が高いことから、施設能力を有効に活用している状況となっています。				

カ 有収率

指標の意味	浄水場から送り出した配水量に対して、水道料金の対象となった水量の割合を表しています。値が高いほど、水道管の漏水等が少なく効率的に水を届けていることとなります。				
年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
長門市	77.10%	77.52%	74.80%	74.38%	72.35%
類似団体	84.60%	84.24%	81.26%	80.36%	80.13%
全国平均	89.80%	89.82%	90.12%	89.76%	89.42%
現状分析	類似団体や全国平均と比べて比率が低いことから、水道管の漏水により無駄になっている水量が多いため、漏水箇所を特定して水道管の更新を進める必要があります。				

【全体の総括】

料金回収率が 100% を下回っている中、人口減により給水収益は減少傾向が続く見通しであり、一層厳しい経営状況が予想されます。

一方で、耐用年数を経過した水道管は増加しており、加えて浄水場や配水池の老朽化から施設の更新需要は増加する見通しであるため、企業債や補助事業の活用を図りながら計画的な施設更新を行っていく必要があります。

また、以前は事業を分けて運営していた 2 つの上水道と 5 つの簡易水道を、平成 29 年度からは、1 つ

の上水道と1つの簡易水道に事業統合したことから、旧事業間の垣根を越えた施設利用と経営の効率化を図っていかねばいけません。

安全・安心なライフライン確保のため、受益者負担の原則に沿った更なる料金改定も視野に入れながら持続可能な事業運営を推進していく必要があります。

第3章 将来の事業環境

3-1 給水人口の予測

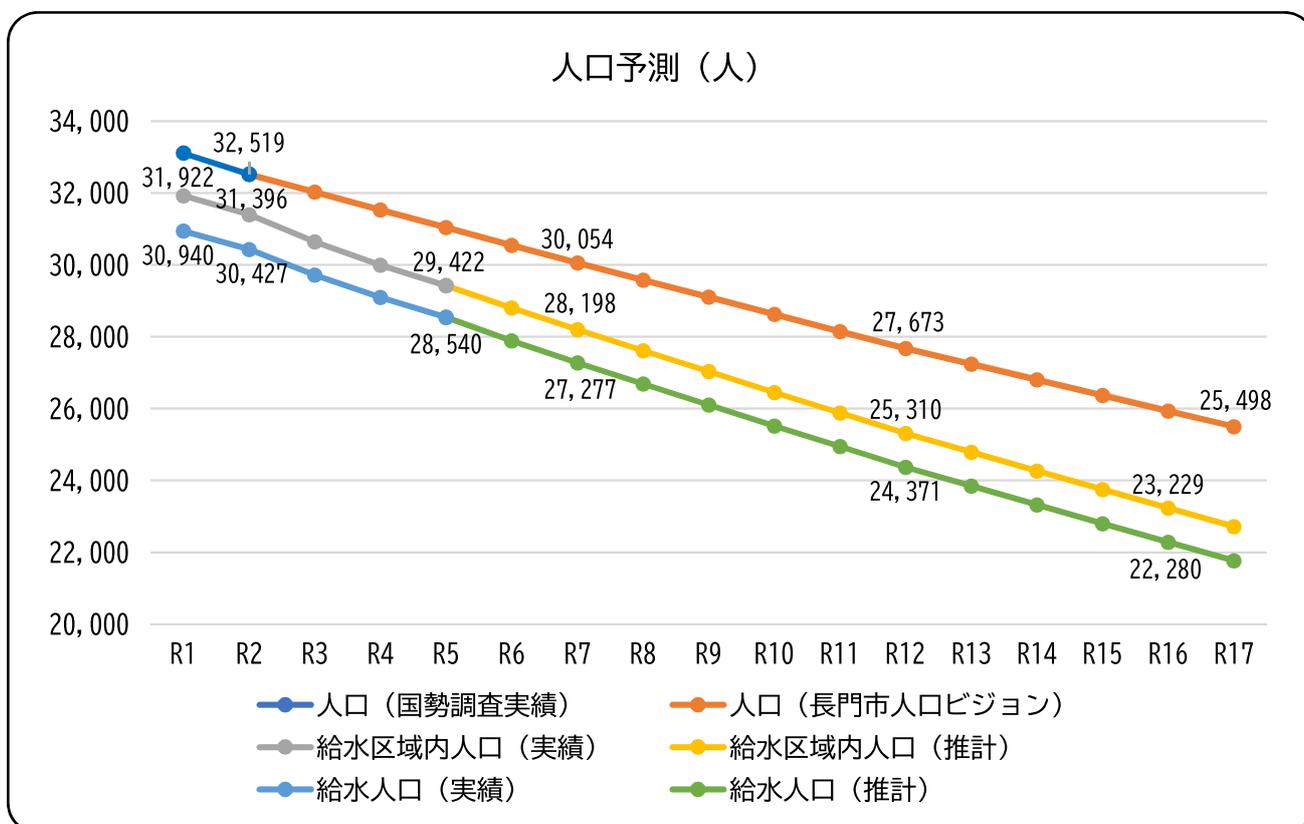
(1) 人口

本市の総人口は、1980年(昭和55年)の国勢調査時50,892人から、一貫して減少しており、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)によれば、人口減少抑制に対する取組を何も講じなかった場合、本市の行政人口は、2035年(令和17年)には約23,572人になると予測されています。(『日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)』による。)

本市の第2次総合計画(後期基本計画)において諸施策を展開していくなかで、社会情勢の変化など様々な不確定要素はありますが、諸施策の目標を実現できれば将来の展望として2035年(令和17年)には約25,498人になると見込まれています。(『長門市人口ビジョン』による。)

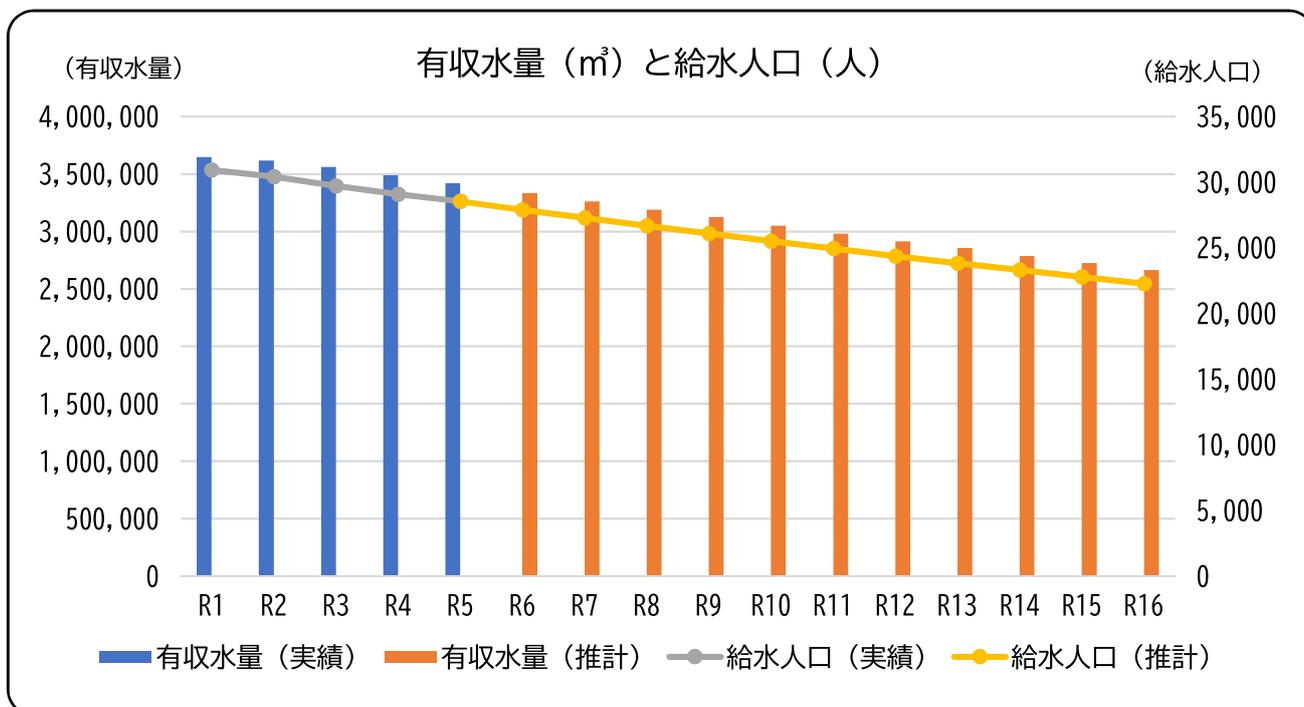
(2) 給水区域内人口・給水人口

給水区域内人口は、水道が使用可能な区域内の人口のことで、給水人口は、給水区域内で水道を利用している人口になります。本市の人口は今後も減少傾向が続いていくことが予測されます。給水区域内人口は本市の人口に比例して減少傾向が見込まれ、給水人口も、新規使用開始による増加が微小であるため、同様に減少傾向が見込まれます。



3-2 有収水量の予測

有収水量とは、浄水場から送り出した全水量のうち、水道料金の徴収の対象となる水量を表し、有収水量の減少は、料金収入の減少につながります。人口減少に伴い、令和15年度には2,724,123^mと令和5年度の3,417,293^mと比較して約20%の減少が見込まれます。

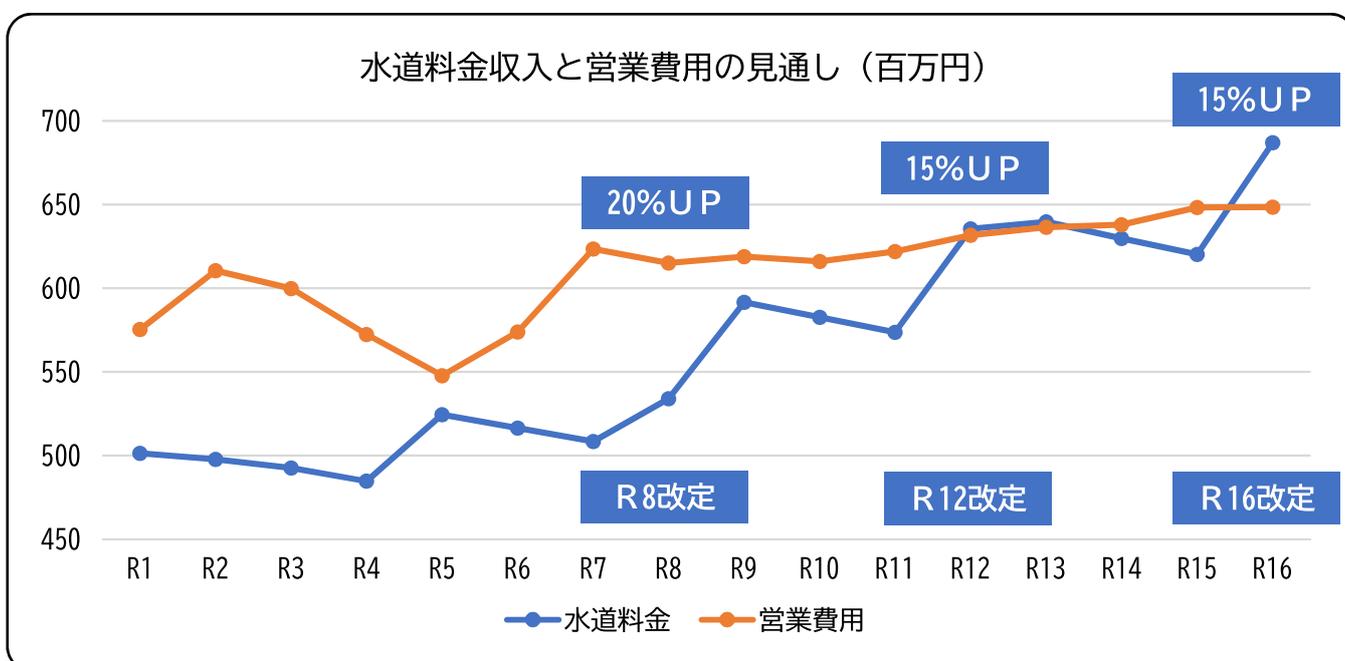


3-3 給水収益（水道料金）の見通し

水道料金は、平成17年3月の新市合併以降は、旧市町単位で料金体系が異なりましたが、平成20年に料金を統一しました。また、水道事業の厳しい経営状況から、令和4年には経営戦略において平均改定率20%の料金改定を予定していましたが、当時の社会・経済情勢を鑑み平均改定率10%に抑えて料金改定を行ったことから計画どおりの経営改善には繋がっていない状況です。

そのため、引き続き経営改善に努めていく必要がありますが、今後も人口減により料金収入については減少が見込まれるため、計画としては、令和8年度の水料金改定に向けて検討を行い、その後も4年を目途に見直しを検討していく予定として、料金改定による収入増を見込んだ収支計画としています。（水道法施行規則では3年から5年ごとに料金を見直すこととされています。）

改定率の水準は、水道施設の維持管理費や給水に係る費用の捻出はもちろんのこと、企業債に頼らない施設整備や更新が出来るように、適切な事業報酬（純利益）を見込んだ料金収入としています。



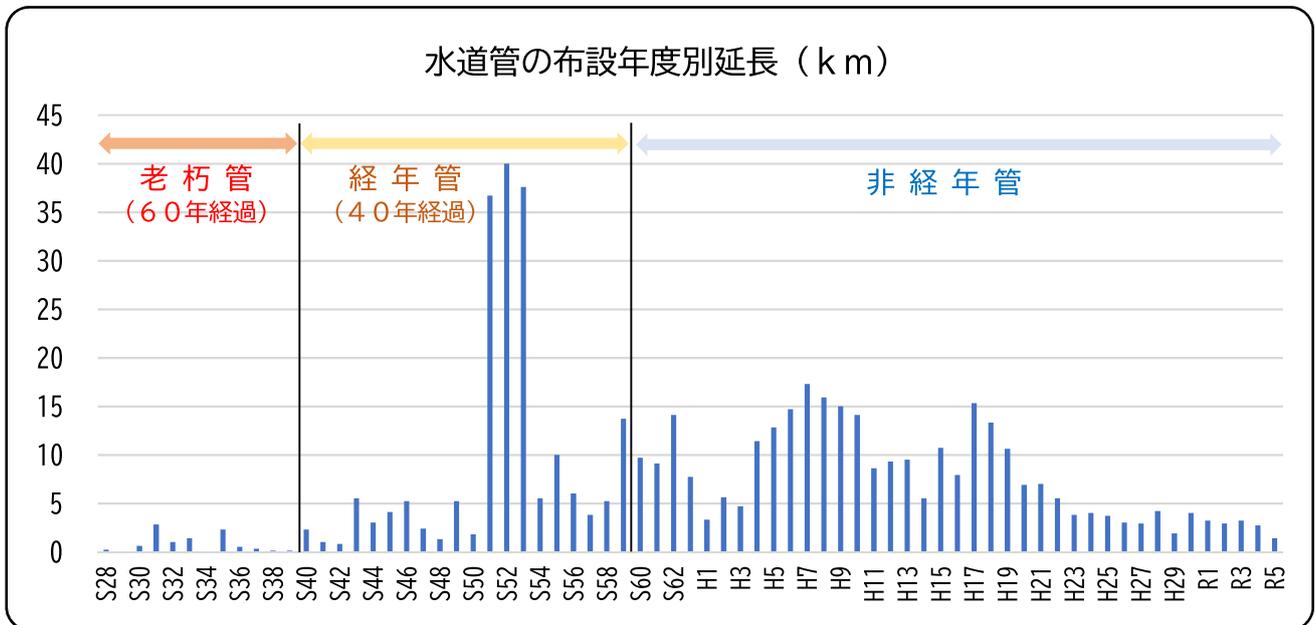
3-4 施設の見通し

本市の水道は、昭和29年に供用を開始してから現在では普及率90%以上と市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与しています。

また、平成29年3月には、本市の水道事業で重点的に取り組むべき課題と施策を明確にするため、『長門市水道ビジョン』を策定して、計画的に水道施設の整備、更新に取り組んでいるところです。

しかしながら、水道管を中心に施設の老朽化が進んでおり、浄水場から供給した水道水のうち料金の対象となる有収率は令和5年度で72%となっているため、残り28%の大半は水道管の老朽化等により供給途中で漏水しているものと思われます。

水道ビジョンでは、余裕ある水道施設のダウンサイジングと再編、安定した水源の確保、安全な水道水供給のためのクリプトスポリジウム等の病原体への対策、老朽化した水道管路の更新と耐震化、その他水道施設の更新需要への対応といった課題を明確にしており、引き続き、水道財政基盤の強化を図りつつ、水道施設に関する諸課題に取り組んでいきます。



3-5 組織体制の見通し

平成30年4月からの下水道事業の地方公営企業法全部適用を契機に、水道と下水道を一体的に運営する上下水道局を設置し、水道事業会計における職員数は、令和7年3月現在で市長を除き17名体制（うち育児休業中職員2名、会計年度任用職員3名）となっています。

今後も、水道と下水道を一体的に運営する上下水道局として業務の効率化を図り、組織のスリム化と経費の節減に努めていく必要がありますが、一方で、水道施設に精通した職員の退職により、技術力の低下が懸念されており、技術やノウハウを継承しながら人材を育成するとともに、業務内容によっては委託など更なる民間活用も検討していきます。

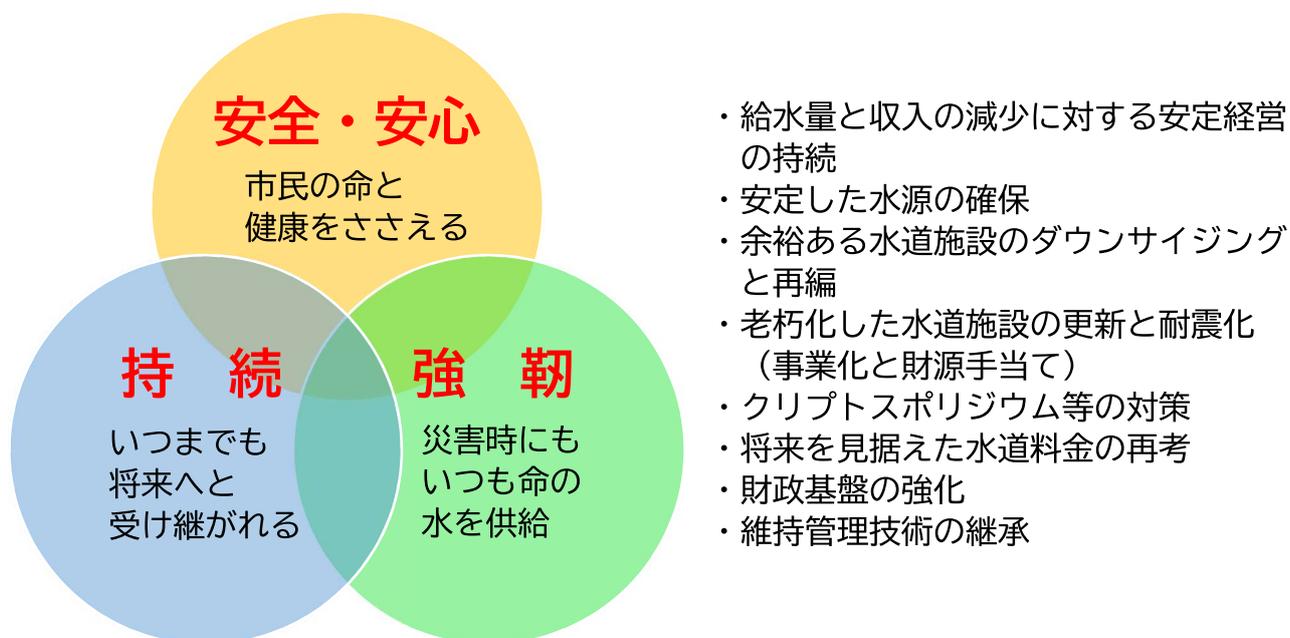
第4章 経営の基本方針

4-1 経営の基本方針

経営にあたっては、人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、『いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道』を将来像として、市民生活に必要な不可欠な水道事業の継続に向けて経営健全化に取り組んでいきます。

また、将来にわたり、いつでも供給し続ける水道事業であり続けるため、「安全・安心」、「持続」、「強靱」の3つの経営目標を定めており、災害時などの際も衛生的な水道水が供給できるように老朽施設の更新や耐震化など、水道施設の強化を図ってまいります。

いつもいつまでも市民の命と健康をささえ続ける長門市の水道



今後も、人口減による水道料金収入の減少が見込まれる中、これらの経営目標に向けて経営の安定化を図る必要があり、水道水の安定供給のための水源確保はもちろん、水道施設のダウンサイジングや再編を見据えながら、施設の更新・耐震化を進めていかなければいけません。また、水道水の安全面では、クリプトスポリジウム等の病原体への対策設備の整備も進める必要があり、これら水道事業における建設改良費の財源確保も重要な課題となっています。

そのためにも、経営の効率化を図り、財政基盤強化のために水道料金の定期的な見直しを検討する必要があります。

加えて、水道事業運営における対応職員の技術の継承や技術力向上も図ることで、安全・安心な水道事業をいつもいつまでも持続していくために取り組んでいきます。

4-2 経営目標

基本方針の実現に向けた経営目標を以下の通り設定し、具体的な数値目標を掲げることで、経営の見える化を図ります。

○水源の水質事故件数ゼロとクリプトスポリジウム等の対策

適正な水質検査を定期的に行い、水質事故件数ゼロを維持することを目標として、安全・安心な水道水を供給していきます。

また、下郷第1水源については、1日3,800m³を賄う基幹施設ですが、浅層地下水で地表からクリプトスポリジウム等の混入の恐れがあるため紫外線処理設備を設置し、水質の安全性を確保していきます。加えて、三隅中水源についても、同様に浅層地下水で地表からクリプトスポリジウム等の混入の恐れがあるため紫外線処理設備の設置を進めていきます。

○有収率

水道管の老朽化による漏水の影響で、水道供給量に対して水道料金の対象となる水量の割合である有収率は、令和5年度実績で72.3%となっています。料金収入に繋がらない水を供給しているため、薬品やポンプの動力費など本来は必要のない経費が多く発生しています。

そのため、水道管の漏水箇所の特定と更新を行い、有収率を同規模団体平均値である80.1%まで引き上げることを目標とします。

○管路耐震化率

水道管の基幹管路の耐震化率は、令和5年度実績で16.9%となっており、地震発生時の給水確保が困難となる状況が予想されます。

そのため、能登半島地震の教訓をもとに令和7年1月に策定した『上下水道施設耐震化計画』に基づき、まずは基幹管路や重要拠点施設へ繋がる水道管の耐震化を図るなど、地震発生時の影響を最小限に留められるように水道管の更新を進めていきます。

また、災害に強い水道施設を目指して、現実的な更新延長である毎年3kmの水道管更新による耐震化を進めることで、管路耐震化率を23.0%に引き上げることを目標とします。

○浄水施設耐震化率

浄水施設耐震化率は、令和5年度末で28.1%でしたが、令和6年度に湯本浄水場の更新完了により経営戦略目標値であった28.4%を上回り、39.4%となりました。

今後は、『上下水道施設耐震化計画』に基づき、重要拠点施設への水道供給が止まることのないように、本市の中核的な役割を担っている下郷浄水場の耐震化を進めることで、浄水施設耐震化率61.0%に引き上げることを目標とします。

○配水池耐震化率

配水池の耐震化率は、令和5年度実績で52.1%となっていますが、かなりの老朽化が進んでいる配

水池が一部で存在しており、地震発生時の給水確保が困難となる状況が予想されます。

特に、昭和43年の築造から50年以上が経過している三上山配水池は、仙崎地区から青海島方面一帯への給水を賄っており、その他にも油谷の木吹配水池、日置の真口配水池も老朽化が進んでいます。

これらの配水池を更新して耐震化するため、配水池の耐震化率を63.0%に引き上げることを目標とします。

○料金回収率

給水にかかる費用が水道料金によってどの程度賄われているかを表す料金回収率は、令和5年度実績で92.7%となっており、令和4年10月からの平均改定率10%の水道料金改定を実施した結果、経営戦略策定前の令和元年度実績である82.2%から改善しています。

物価高騰などにより維持管理費の削減が容易でない中、今後も給水人口の減により給水収益の減少が見込まれるため、水道料金を定期的に見直し、料金回収率を公営企業本来の姿である100%に引き上げることを目標とします。

経営目標	令和5年度(現状)	令和16年度(見込)	令和16年度(目標)
有収率	72.3%	80.1%	80.1%
管路耐震化率	16.9%	23.0%	23.0%
浄水施設耐震化率	28.1%	61.0%	61.0%
配水池耐震化率	52.1%	63.0%	63.0%
料金回収率	92.7%	100.0%	100.0%

第5章 投資・財政計画(収支計画)

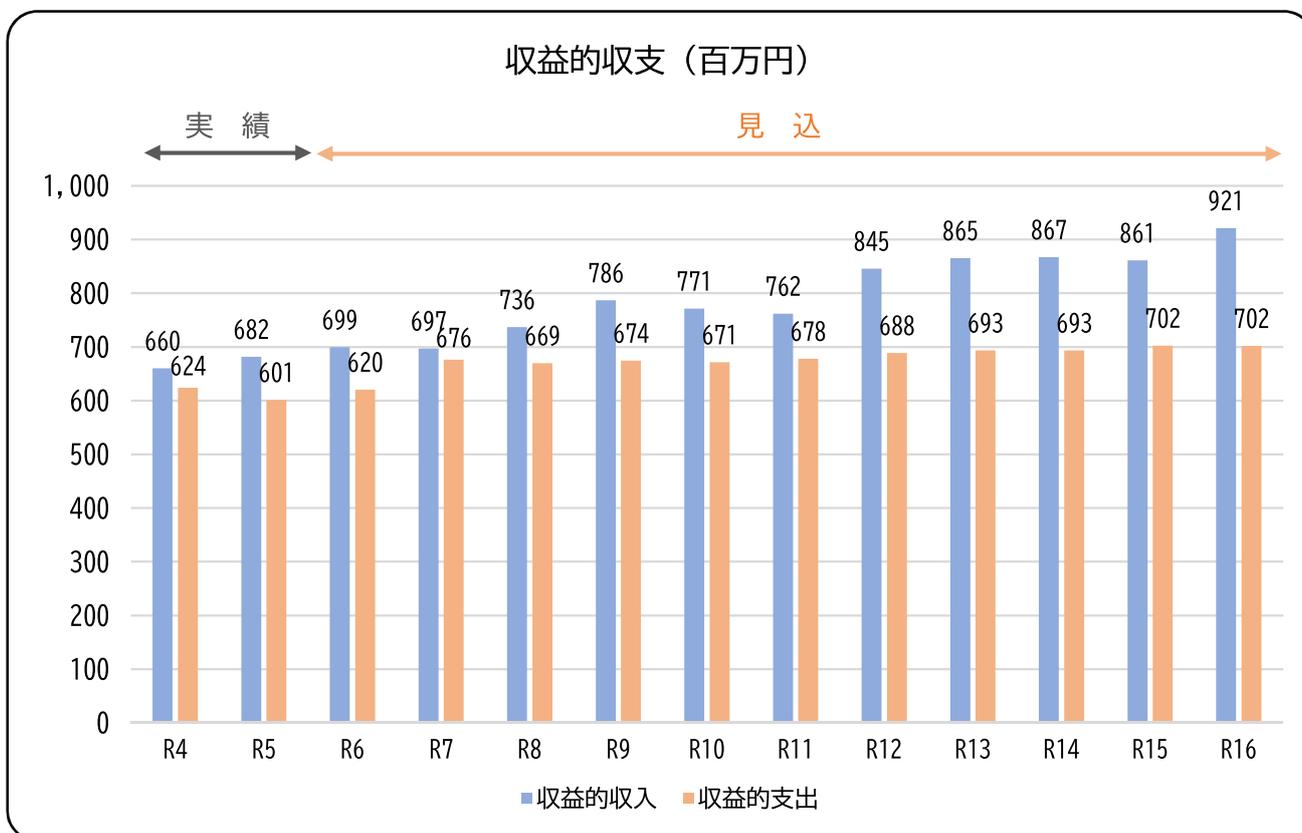
5-1 投資・財政計画(収支計画)

公営企業会計は一般会計と異なり、収益的収入・支出、そして資本的収入・支出があります。

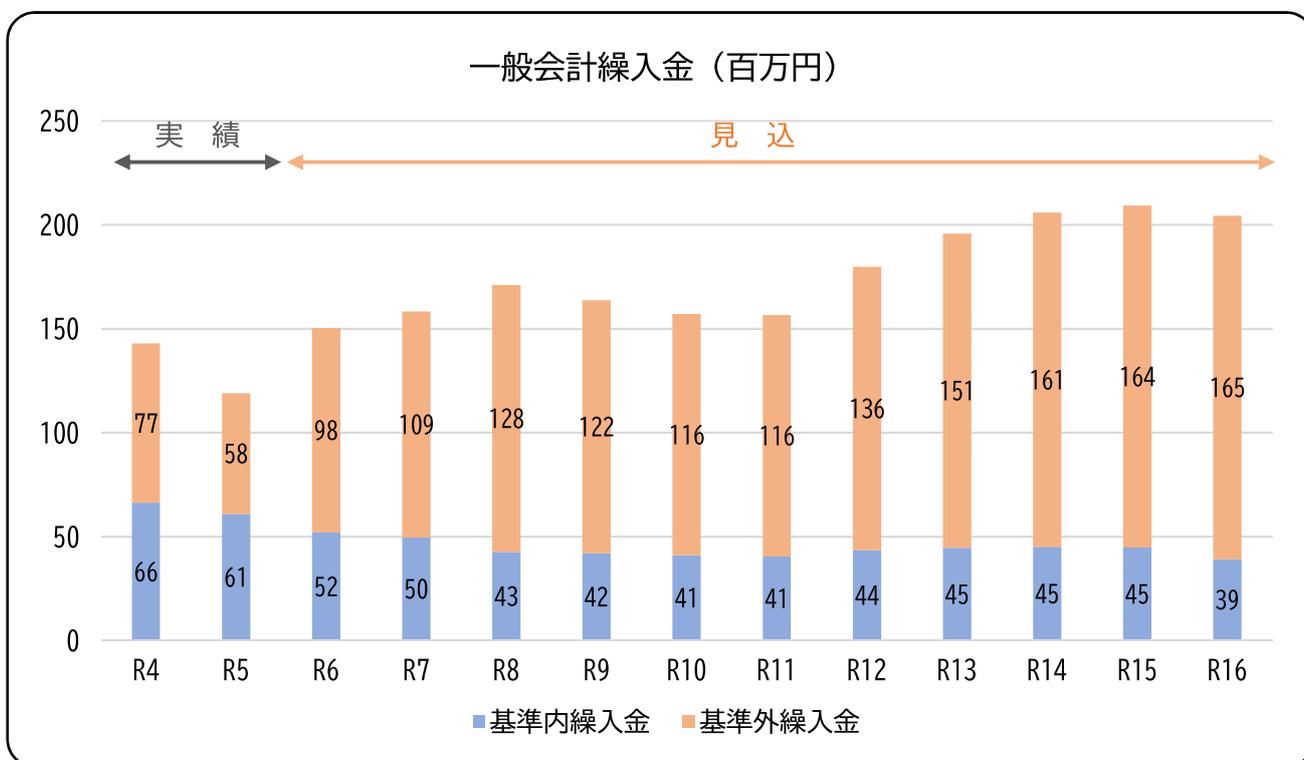
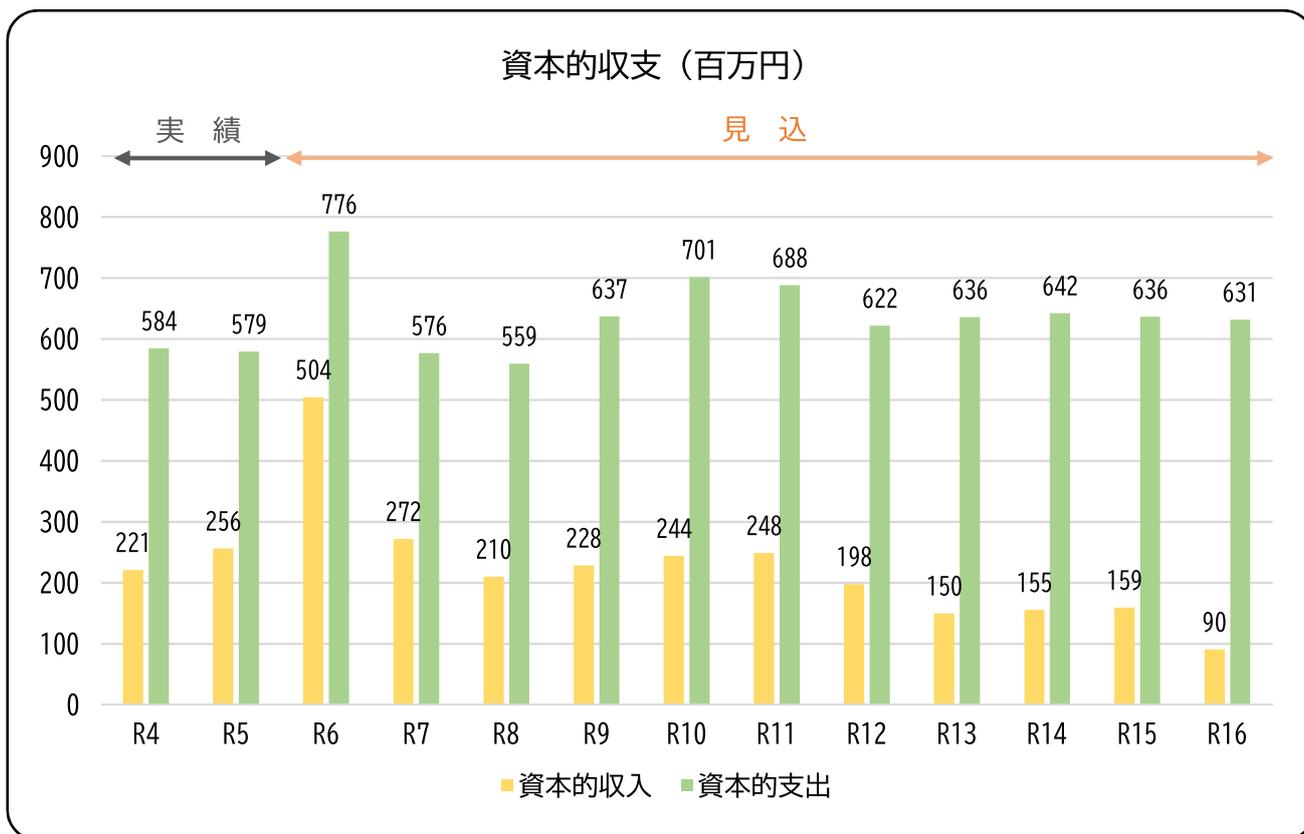
収益的収入・支出の消費税を除いたものが損益計算書となり、1年間の経営成績を表したものとなります。水道事業については、水道料金のみでは経費が賸えないため、一般会計繰入金による補助により経営が成り立っています。資本的収入・支出については、投資・財務活動となり、補助金や企業債などの収入を財源に建設改良費を支出し、企業債の償還元金もいずれは資本的支出で償還していきます。

将来の財政収支として、人口減に伴う水道料金収入の減少及び動力費などの維持管理費の増加が見込まれますが、定期的に水道料金の見直しを図ることで、水道事業の健全化を進めていきます。

① 収益的収支



② 資本の収支



5-2 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標としては、予防保全型の施設管理を実施することにより、「投資の最適化、平準化」を進め、投資費用を圧縮するとともに、「経営の効率化」を図ることで事業運営にかかるトータルコストの削減を目指します。

○水源の確保

本市水源の中心的役割を担っている深川川水系は、昭和42年、48年において濁水被害が生じており、現在は暫定水利権を得ることにより給水を維持しています。また、その他の水源においても、近年、梅雨時期に十分な降雨量が確保できないことがあり、濁水による被害が懸念されます。

そのため、深川川水系については、治水と利水を目的とする大河内川ダムの整備を、その他の地域についても新水源の開発を進めるための事業費を見込んでいます。

○浄水施設・配水池

長い歴史を積み重ねてきた本市の水道事業では、水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新・耐震化を図る必要があります。令和6年度には湯本浄水場の更新が完了し、今後は、老朽化が進む三上山配水池や木吹配水池、真口配水池の更新と下郷浄水場の耐震化を計画的に進めていきます。

また、下郷浄水場と三隅中水源においては、クリプトスポリジウム対策として紫外線処理設備を設置に係る事業費を見込んでいます。

○管路

本市の管路経年化率は高く、耐震化も十分でないため、漏水による有収率の低下も課題となっています。今後も、給水人口の減により給水量の減少が見込まれることから、管路の劣化状況の把握に努め、更新路線・部分修繕路線・維持管理路線に選別し、ダウンサイジングも検討しながら、更新・耐震化を進めていきます。

また、未普及の三ノ瀬地区については、引き続き水道整備のための事業費を見込んでいますが、その他の未普及地区については、住民の意向や費用対効果、将来予測等を踏まえて検討していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標としては、4年を目途に水道料金単価の見直しを検討のうえ、本市における適正な料金水準を確保しながら、老朽施設等の更新整備の財源として活用することで企業債残高の縮減を図ります。

○料金収入の見通し、料金の見直しに関する事項

公営企業である水道事業は、利用者の料金をもって事業運営する独立採算制が原則ですが、非効率な事業環境にある本市では、一般会計から基準外繰入金を投入してもらうことで経営が成り立っています。

今後も、水道料金のあり方・適正な料金水準の設定について検討し、必要に応じて料金改定を行います。令和8年度に平均20%、令和12年度と令和16年度にそれぞれ平均15%の料金改定を見込み、4年

を目途に料金の見直しを検討していきます。

○企業債に関する事項

投資に対する財源については、主に企業債で補っていますが、近年は、老朽施設の更新需要から資金が必要なため、企業債残高は高止まりしています。

また、給水人口の減少が見込まれるため、補助事業の活用と適切な事業報酬（利益）の確保に努め、将来世帯への負担が大きくなるよう、企業債残高の抑制に努めます。

○繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金には、総務省から通知される「地方公営企業繰入金について」に定める基準に基づく基準内繰入金と、それ以外の基準に基づかない基準外繰入金があります。基準外繰入金は、受益者負担の原則の観点から適正な収入とは言えませんが、本市がおかれている自然条件や少子高齢化・人口減少により、現在の水道料金や基準内繰入金のみでは、事業運営が困難な状況にあります。

今後も健全な事業運営を目指して、水道料金の改定、維持管理手法や投資計画の見直し等を検討していきながら、基準外繰入金の抑制に努めていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

令和6年度の職員数と同数で積算し、民間で行えるものは民間へ委託することを検討していきますが、整備計画や災害への対応、維持管理業者への監督・指導などの業務を抱え、現在では水道事業を担うために必要最低の人数に近いと考えています。近年は水道事業を担ってきたプロパー職員の退職や、異動による他部署への異動が多いなか技術力の継承が急務となっている状況であるため、今後の職員数は現行水準として、賃金上昇率を毎年2%見込んでいます。

○動力費に関する事項

機器の老朽化で生じる能力の低下による動力費の上昇を抑制し、給水量の減による電力量の減少による影響を毎年▲2%、物価上昇に伴う電力単価の上昇による影響を毎年+2%見込んでいます。

○修繕費に関する事項

機器の保守・点検を計画的、継続的に行うことによる機器の故障を未然に防止することに努め、給水量の減による修繕機器等の減少による影響を毎年▲2%、物価上昇に伴う修繕単価の上昇による影響を毎年+2%見込んでいます。

○その他の経費に関する事項

給水量の減による経費減少の影響を毎年▲2%、労務単価や物価の上昇による影響を毎年+2%見込んだうえで、ろ過材の取り替えや機器の点検など、その年によって想定される業務等を加味して経費を見込んでいます。

第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組で今後検討予定の取組の概要

6-1 今後の投資についての考え方・検討状況

○広域化に関する事項

水需要の減少が見込まれるため、水道施設の更新にあたっては、水源の異なる給水区域の余剰施設の再編なども検討しながら、最小の経費で最大の効果をもたらせるよう施設の最適化に取り組んでいきます。

また、地理・地形的に近接事業者との施設の広域化は困難な状況にあることから、他の事業者における先進事例を参考にしながら、山口県水道ビジョンに則り、ソフト面も含めた新たな広域連携の方策を探っていきます。

○民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

安全・安心な水道水の供給を続けていくことを第一に、職員の技術継承や能力向上に努めながら、直営による水道事業の運営を基本としつつ、他団体の検討・実行状況を把握しながら、民間資金・ノウハウの効果的活用方法を探っていきます。

○投資の平準化に関する事項

『長門市水道ビジョン』における水道施設の整備計画や更新需要をもとに、実際の施設の老朽度の把握に努めることで、優先順位をつけながら事業費の平準化や予防保全的な対応を図っていきます。

○施設・設備の廃止・統合・合理化

『長門市水道ビジョン』の取組方針を基本とし、水需要の現状と見通しを見極めながら、各水道施設能力の余裕と不足に応じて施設・設備のダウンサイジングとスペックダウンを図ることで、旧事業区域の垣根を越えた最適な配水を目指します。

6-2 今後の財源についての考え方・検討状況

○収納率向上に向けた取組について

安定的な収入により事業運営を行うためにも口座振替の利用を促進し、コンビニ収納やキャッシュレス決済など多様な納付手段を確保することで公平かつ確実な収納に努めます。

また、引き続き下水道使用料と一体的な徴収対策に取り組み、督促・催告・停水予告などの未収金対策を継続していくことで収納率の向上を図ります。

○水道料金の見直しに関する事項

受益者負担の原則や費用負担の公平性からも、適正な水道料金収入の確保のために料金改定を進めていく計画としています。また、料金改定後についても検証を重ねながら、定期的な料金のあり方について検討を行います。

○資産活用による収入増加の取組について

遊休資産の洗い出しを行い、有効活用を図るとともに、きめ細やかな資金運用により財源を確保します。

○その他の取組

今後の施設更新にあたっては、国の補助事業の活用や過疎債等の有利な起債を優先するなど、適切な財源確保を検討していきます。

6-3 投資以外の経費についての考え方・検討状況

○民間活力の活用に関する事項（民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

水道事業では、個別に業務を民間に委託していますが、スケールメリットを活かした業務発注など民間活力の活用を念頭に置き、下水道事業も含めた最も効率的な職員配置と運営方法を検討していきます。

○職員給与費に関する事項

現行の水準を維持していく方針ですが、人件費と委託料を比較することで、総合的な効率性や災害時の危機管理体制を考慮したうえで、業務の民間委託を広げる検討を行い削減できる可能性を模索していきます。

○動力費に関する事項

機器の適切な管理を行い、老朽化に伴う能力の減少を見極めるとともに、更新時には省エネ機器の導入とダウンサイジングに努めていきます。

○薬品費に関する事項

従来から毎年度、入札による単価契約の実施などにより経費削減に取り組んでいますが、他事業体との共同購入といったさらなる経費削減の可能性を検討していきます。

○修繕費に関する事項

施設の調査・診断による長寿命化対策と施設規模等の最適化を念頭に、改築更新事業費と修繕費を併せた経費の抑制に努めていきます。

○委託費に関する事項

職員給与費と民間委託の比較を行い、コスト削減及び効率性の検証を実施していきます。統合できる委託業務について検討し、経費の削減と効率化に努めていきます。

○その他の取組

水道のさらなる普及促進と収納率の向上など、財源確保につながる経費について費用対策効果を検証

しながら取り組んでいきます。

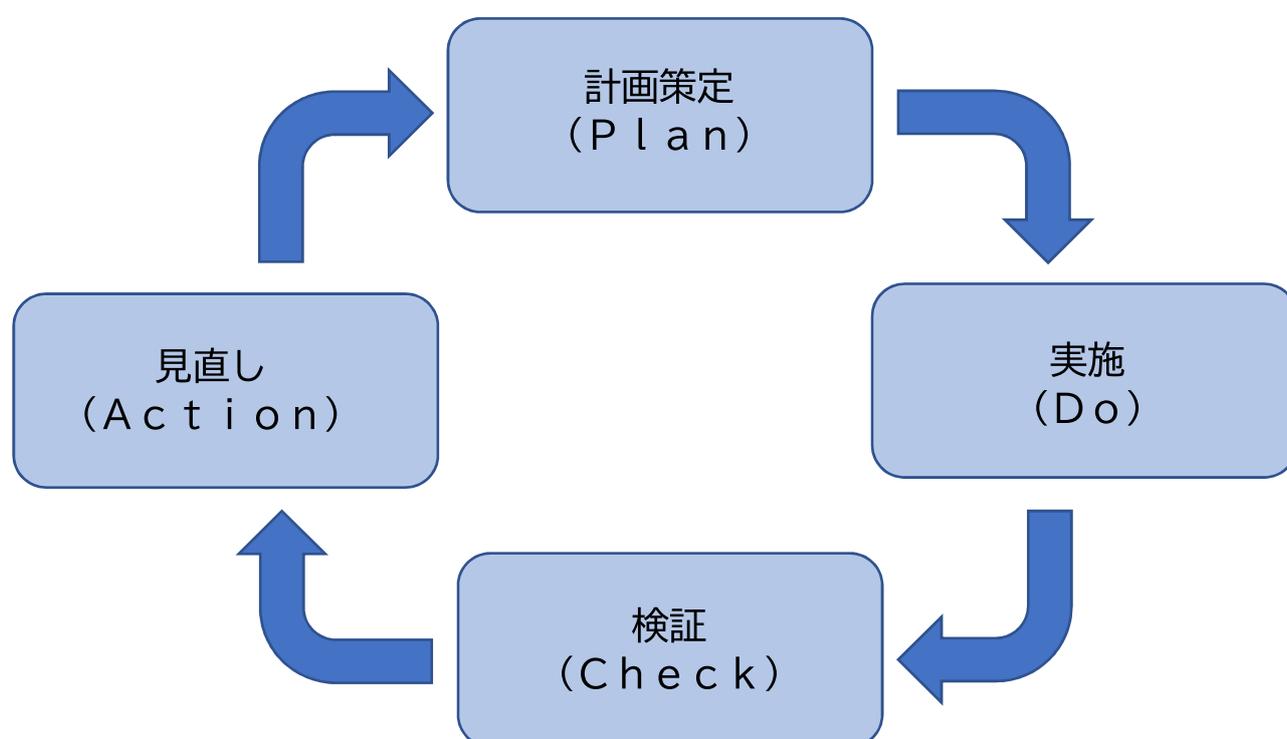
また、スマートメーター導入の検討や施設の監視体制の見直しによる業務の効率化、手続きなどのサービス向上におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を推進し、有収率向上のために引き続き漏水対策を実施していきます。

第7章 経営戦略の事後検証、経営目標達成に向けたロードマップ

7-1 経営戦略の進捗管理

経営戦略は、定期的に検証・評価を行い、実施手法の改善や今後の計画の見直しに反映させる進捗管理を行います。

具体的には、計画と実績の乖離の原因を分析し、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、次期、経営戦略策定に反映します。また、経営状況の指標に対する評価を行い、ストックマネジメント手法・見直しなどに合わせた改定を行います。



7-2 これまでの主な経営健全化の取組

水道事業では水源開発を目的として、県が治水としても整備を進めている大河内川ダム建設に参画していますが、平成27年度には水需要の見直しにより、水道事業でのダム整備費の負担率を14.7%から6.5%に変更しました。これにより、水道事業の負担金は約24億2千万円から15億6千万円に圧縮される見込みとなっています。

また、2つの上水道事業と5つの簡易水道事業を運営していましたが、平成29年4月から1つの簡易水道を残し1つの上水道に事業統合し、緊急時の連絡管を布設するなど、広域化により効率的な経営を推し進めています。加えて、平成30年4月からは、下水道事業の地方公営企業法全部適用を契機に、上下

水道を一体的に運営する上下水道局を設置して組織強化を図っています。

加えて、令和4年10月には、平均改定率10%の水道料金改定を行い、経営健全化に努めています。

7-3 経営目標達成に向けたロードマップ

有収率、水道施設の耐震化率の向上といった経営目標達成のためには、水道施設の更新を計画的に行っていくことが重要となります。

そのためにも経営基盤を強化して財源を確保していく必要がありますが、令和元年の水道法施行規則の改正により、水道料金の3年から5年ごとの見直しが規定されたことから、4年を目途に水道料金改定を検討していきます。

また実行力のある計画とするためにも5年ごとに経営戦略の検証と見直しを行い、目標達成に向けた取組を推進していきます。

項目 \ 年度	R5 (現状)	R6	R8	R9	R11	R12	R15	R16
水道料金改定の検討			○		○		○	
水道料金改定				○		○		○
経営戦略検証・見直し		○			○			○
有収率	72.3%				76.6%			80.1%
管路耐震化率	16.9%				20.2%			23.0%
浄水施設耐震化率	28.1%				61.0%			61.0%
配水池耐震化率	52.1%				58.0%			63.0%
料金回収率	92.7%				96.7%			100.0%

7-4 経営目標達成に向けた取組

4年を目途に水道料金の改定を検討していきますが、見直しの際には施設更新等の原資として内部留保すべき資産維持費を見込んだ水道料金改定とし、適切な事業報酬（利益）の確保に努めます。

また、余剰施設の再編や設備等のダウンサイジング、施設の老朽度を加味した予防保全対応を行いながら、新技術の導入や発注方法の見直しなど効率的な運営体制の確立を目指して、費用の抑制に努めることで、料金回収率の向上に取り組めます。

加えて、老朽化が進む水道施設の更新需要に対応するためには、地域における水道事業者の確保も重要であることから、毎年一定の工事量を確保出来るように事業費の平準化に努め、水道施設の更新・耐震化と有収率向上を図っていきます。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)	令和12年度 (見込)	令和13年度 (見込)	令和14年度 (見込)	令和15年度 (見込)	令和16年度 (見込)
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		491,330	530,951	522,554	514,646	540,236	597,788	588,727	579,805	641,622	645,794	635,998	626,352	693,185
	(1) 料金収入		484,634	524,381	516,350	508,442	534,032	591,584	582,523	573,601	635,418	639,590	629,794	620,148	686,981
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他		6,696	6,570	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204
	2. 営業外収益		168,497	149,681	176,481	182,182	196,251	188,599	182,291	182,051	203,640	219,009	230,781	234,293	227,909
	(1) 補助金		133,207	113,528	143,313	149,694	165,208	157,883	151,797	151,437	172,645	188,640	200,511	203,864	198,919
	他会計補助金		133,207	113,528	143,313	149,694	165,208	157,883	151,797	151,437	172,645	188,640	200,511	203,864	198,919
	その他補助金														
	(2) 長期前受金戻入		31,894	30,029	29,367	28,687	27,242	26,915	26,693	26,813	27,194	26,568	26,469	26,628	25,189
	(3) その他		3,396	6,124	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801
収 入 計 (C)		659,827	680,632	699,035	696,828	736,487	786,387	771,018	761,856	845,262	864,803	866,779	860,645	921,094	
収 益 的 支 出	1. 営業費用		572,245	547,745	573,763	623,443	615,340	619,464	616,731	623,030	632,914	638,043	639,887	650,470	650,909
	(1) 職員給与		55,558	61,140	65,278	68,514	69,884	71,282	72,707	74,162	75,645	77,158	78,702	80,277	81,884
	基本給		32,257	35,053	39,108	41,302	42,128	42,971	43,830	44,707	45,601	46,513	47,443	48,392	49,360
	退職給付														
	その他		23,301	26,087	26,170	27,212	27,756	28,311	28,877	29,455	30,044	30,645	31,259	31,885	32,524
	(2) 経費		241,211	206,779	261,275	263,098	264,669	268,153	265,050	264,812	260,007	258,511	258,532	260,161	259,407
	動力費		84,882	76,242	96,194	90,710	90,710	90,710	90,710	90,710	90,710	90,710	90,710	90,710	90,710
	修繕費		45,005	38,574	40,390	46,060	43,601	43,601	43,601	43,601	43,601	43,601	43,601	43,601	43,601
	材料費		970	633	720	720	655	655	655	655	655	655	655	655	655
	その他		110,354	91,330	123,971	125,608	129,703	133,187	130,084	129,846	125,041	123,545	123,566	125,195	124,441
(3) 減価償却費		275,476	279,826	247,210	291,831	280,787	280,029	278,974	284,056	297,262	302,374	302,653	310,032	309,618	
2. 営業外費用		50,345	47,889	45,358	51,239	52,985	53,850	53,439	53,813	54,382	53,881	52,310	50,837	49,617	
(1) 支払利息		50,292	47,819	45,347	51,228	52,974	53,839	53,428	53,802	54,371	53,870	52,298	50,824	49,603	
(2) その他		53	70	11	11	11	11	11	11	11	11	12	13	14	
支 出 計 (D)		622,590	595,634	619,121	674,682	668,325	673,314	670,170	676,843	687,296	691,924	692,197	701,307	700,526	
経常損益 (C)-(D) (E)		37,237	84,998	79,914	22,146	68,162	113,073	100,848	85,013	157,966	172,879	174,582	159,338	220,568	
特別利益 (F)		6	958	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
特別損失 (G)		962	5,621	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 956	△ 4,663	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	△ 999	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		36,281	80,335	78,915	21,147	67,163	112,074	99,849	84,014	156,967	171,880	173,583	158,339	219,569	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		334,802	327,298	362,781	381,518	445,216	495,444	479,108	400,717	416,377	472,244	474,528	458,866	520,543	
流動		2,055,053	2,447,510	2,008,657	2,029,870	2,043,862	2,039,388	1,976,524	1,918,978	1,959,736	1,960,180	1,959,684	1,960,112	1,959,201	
うち未収金		239,950	239,950	239,950	239,950	239,950	239,950	239,950	239,950	240,287	240,287	240,287	240,287	240,287	
流動		337,732	334,228	318,084	312,803	328,874	344,099	348,798	352,336	355,288	358,816	359,864	350,537	337,708	
うち建設改良費分		222,930	219,426	203,282	198,001	214,072	229,297	233,996	237,534	240,486	244,014	245,061	235,733	222,903	
うち一時借入金															
うち未払金		60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	60,085	
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		491,330	530,951	522,554	514,646	540,236	597,788	588,727	579,805	641,622	645,794	635,998	626,352	693,185	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)															

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度												
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)	令和12年度 (見込)	令和13年度 (見込)	令和14年度 (見込)	令和15年度 (見込)	令和16年度 (見込)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	207,900	245,900	491,900	260,900	198,000	214,000	229,000	234,000	185,000	137,000	144,000	148,000	79,000
	うち 資本費平準化債													
	2. 他 会 計 出 資 金	2,119	2,042	2,340	2,251	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282	2,282
	3. 他 会 計 補 助 金													
	4. 他 会 計 負 担 金	7,551	3,424	4,697	6,300	3,600	3,500	2,900	2,900	4,800	4,800	3,100	3,100	3,200
	5. 他 会 計 借 入 金													
	6. 国(都道府県)補助金	3,230	4,588	5,383	2,251	2,282	5,054	6,189	5,753	2,282	2,282	2,582	2,282	2,282
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工 事 負 担 金	178				3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,401	3,402	3,403
	9. そ の 他													
	計 (A)	220,978	255,954	504,320	271,702	209,564	228,236	243,771	248,335	197,764	149,764	155,365	159,066	90,167
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	220,978	255,954	504,320	271,702	209,564	228,236	243,771	248,335	197,764	149,764	155,365	159,066	90,167
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	358,290	356,282	556,845	373,088	361,112	422,800	472,034	454,225	384,209	395,144	397,973	391,131	395,711
	うち 職員給与費	22,989	21,583	28,476	28,849	29,426	30,015	30,615	31,227	31,852	32,489	33,139	33,802	34,478
	2. 企 業 債 償 還 金	226,003	222,930	219,426	203,282	198,001	214,072	229,297	233,996	237,534	240,486	244,014	245,061	235,733
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他														
計 (D)	584,293	579,212	776,271	576,370	559,113	636,872	701,331	688,221	621,743	635,630	641,987	636,192	631,444	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	363,315	323,258	271,951	304,668	349,549	408,636	457,560	439,886	423,979	485,866	486,622	477,126	541,277	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	275,476	279,826	222,946	271,204	258,938	258,301	256,609	261,640	277,263	283,073	280,798	288,093	289,194
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	87,839	43,432	2,410	3,465	61,846	116,185	162,405	141,307	116,013	171,299	174,001	157,892	220,523
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他			46,595	29,999	28,765	34,150	38,546	36,939	30,703	31,494	31,823	31,141	31,560
計 (F)	363,315	323,258	271,951	304,668	349,549	408,636	457,560	439,886	423,979	485,866	486,622	477,126	541,277	
補填財源不足額 (E)-(F)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)	3,491,898	3,514,868	3,787,342	3,844,960	3,844,959	3,844,887	3,844,590	3,844,594	3,792,060	3,688,574	3,588,560	3,491,499	3,334,766	

○他会計繰入金

区 分		年 度												
		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)	令和12年度 (見込)	令和13年度 (見込)	令和14年度 (見込)	令和15年度 (見込)	令和16年度 (見込)
収 益 的 収 支 分		133,207	113,528	143,313	149,694	165,208	157,883	151,797	151,437	172,645	188,640	200,511	203,864	198,919
	うち 基準内繰入金	56,978	55,992	45,513	41,064	36,764	36,327	35,887	35,376	36,545	37,585	39,672	39,480	33,706
	うち 基準外繰入金	76,229	57,536	97,800	108,630	128,444	121,556	115,910	116,061	136,100	151,055	160,839	164,384	165,213
資 本 的 収 支 分		9,670	5,466	7,037	8,551	5,882	5,782	5,182	5,182	7,082	7,082	5,382	5,382	5,482
	うち 基準内繰入金	9,296	5,006	6,454	8,551	5,882	5,782	5,182	5,182	7,082	7,082	5,382	5,382	5,482
	うち 基準外繰入金	374	460	583										
合 計	142,877	118,994	150,350	158,245	171,090	163,665	156,979	156,619	179,727	195,722	205,893	209,246	204,401	

長門市水道事業経営戦略

令和7年3月 見直し

長門市上下水道局管理課

電 話 0837-23-1190

FAX 0837-22-8348